大和高田市農業委員会会議録

１．開催日時　　令和５年９月６日（水）午後３時００分～午後３時５０分
２．開催場所　　大和高田市役所　５階会議室６
３．出席委員　　農業委員（１１名）推進委員（４名）

農業委員	氏　　名	農業委員	氏　　名	推進委員	氏　　名
1	吉井己容子	8	上田美加子	1	奥本　正嗣
2	欠　席	9	梅田　昌宏	2	鬼頭　淳悟
3	小川　隆興	１０	西川　達也	3	松村　謙三
4	本郷　保則	１１	田口美智雄	4	米田　博明
5	前田　全計	１２	吉岡　重治		
6	欠　員	１３	弓場　一郎		
7	植嶋　滋継				

４．欠席委員　　農業委員　２番　中江　彰（１名）
５．議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　会議書記の指名
　第３　議事案件
　　議案第１号　農地法第５条の規定による申請について
　　議案第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
　　議案第３号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について
　　議案第４号　農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について
　　議案第５号　その他
　　１）農地形状変更申請について
　　５）相続税の納税猶予に関する適格者証明について
　　３）専決処分の報告について
　　報告第１号　農地法第３条第１項の届出について
　　報告第２号　農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出の件
　　報告第３号　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出の件
　　報告第４号　公共転用
６．農業委員会事務局職員　　事務局長　中川　徹　　農地係長　松村高宏
７．会議の概要
議　長　　それでは、定刻になりましたので、ただ今から９月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員１１名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は４名全員出席頂いております。
（会長あいさつ）
議　長　　それでは、議事日程、第１の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。
（異議なしの声有り）

議　長　　異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に５番・前田委員と７番・植嶋委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第２の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議　長　　それでは、ただ今から議事日程、第３の議事に入ります。まず、議案第１号を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局　　議案書１ページをお願い致します。議案第１号、農地法第５条の規定による申請について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地につき権利移転を行い、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号１番、申請地、大字勝目６９番１（417㎡）、同６９番５（201㎡）、同６９番７（201㎡）、同６９番８（201㎡）、同６９番９（417㎡）、面積の合計1,437㎡で、５筆すべて登記地目（田）、現況地目（畑）です。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅６戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第２番目、近鉄浮孔駅より南西に約280mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号２番、申請地、大字根成柿２３６番１（田）1,153㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、青空駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第４番目、愛の集い学園より南東に約200mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号３番、申請地、大字今里３８４番１（田）302㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、青空資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第３番目、クリーンセンターより南東に約100mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号４番、申請地、曽大根一丁目８５番１（田）1,310㎡、同８６番１（田）844㎡、面積の合計2,154㎡。譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅８戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第１番目、浮孔西小学校より南に約100mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第１号につきましては、４件の申請でございます。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長　　それでは農地部会より審議内容の報告をさせて頂きます。

番号１番、勝目の一戸建専用住宅への転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、東側は農地と宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路です。土地造成にあたり道路の高さまで切土をされます。汚水は浄化槽を設けて、西側道路の埋設水路に放流し、雨水は新設する側溝と調整池を経て、北側の水路に放流されます。隣接農地の所有者や勝目水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号２番、根成柿の青空駐車場への転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、東側と西側は宅地、南側は道路、北側は宅地です。隣接する農地はあ

りません。土砂流出のないようにコンクリートブロックで擁壁を設けて盛土をされます。汚水の発生はなく、雨水は南側の水路に放流されます。また、敷地南側に雨水を貯留できる部分を設けられます。根成柿水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号３番、今里の青空資材置場への転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、東側は農地、西側は住吉川の堤防と道路、南側は宅地、北側は里道です。土砂流出のないように勾配をつけて盛土をされます。汚水の発生はなく、雨水は敷地東側に新設する側溝から東側の隣接農地の側溝へ放流されます。隣接農地の所有者と今里水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号４番、曽大根一丁目の一戸建専用住宅への転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、東側は譲渡人の農地、西側は宅地、南側は高田バイパスの側道、北側は里道です。土砂流出のないようにコンクリートブロックで擁壁を設けて盛土をされます。汚水は浄化槽と埋設排水管を設けて、雨水は側溝と調整池を設けて、それぞれ北側里道に埋設する排水管を通して、東に約 100m 先の道路の埋設水路に放流されます。曽大根水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

以上、４件、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。
ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局　　それでは説明させて頂きます。

番号１番、勝目の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅より300m以内に位置し、第３種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約１年で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号２番、根成柿の農地区分につきましては、水道管、ガス管の埋設された４m以上の道路に面し、500m以内に２つ以上の医療機関があり、第３種農地と判断いたします。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約４ヶ月で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号３番、今里の農地区分につきましては、ＪＲ金橋駅より約１km以内に位置し、第２種農地と判断いたします。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供す

ることの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約２ヶ月で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号４番、曽大根一丁目の農地区分につきましては、申請地が住宅等の連たんしている区域にあり、その区域内の農地の面積が10ha未満であることから、第２種農地と判断いたします。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を金融機関からの融資でまかなう計画で、金融機関からの融資証明書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約１年で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第１号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

（なしの声有り）

議　長　　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第１号、農地法第５条の規定による申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第１号は、妥当な申請であると意見を付して県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第２号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局　　議案書２ページをお願い致します。議案第２号、農地法第１８条第６項の規定による通知について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号１番、申請地、材木町１０４２番（田）1,087㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、高齢による離農のためでございます。

番号２番、申請地、甘田町６７０番（畑）657㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。

番号３番、申請地、大字松塚１２７番（田）1,076㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、耕作者死亡のためでございます。

以上、議案第３号につきましては、３件の通知でございます。

議　長　　ただ今､事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

（なしの声あり）

議　長　　なしとの声がありましたので、議案第２号は通知を受理するものと決定致します。

続いて、議案第３号を議題と致します。事務局から説明願います。

務局　　議案書３ページをお願い致します。議案第３号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に

対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせてい頂きました。

整理番号１番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりで、なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字勝目９９番（田）1,542㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稲を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和１５年９月３０日までの約１０年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第２号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議　長　　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議案第３号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので議案第３号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて、議案第４号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案第４号、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について説明致します。

議案書とは別に配布しております「大和高田市の農業経営基盤強化促進基本構想の改正概要」をご覧ください。

「農業経営基盤強化促進 基本構想」は、国の農業経営基盤強化促進法に基づき、奈良県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して、各市町村が地域の実情をふまえて独自に定めるもので、本市では、平成６年に策定し、平成１２年、平成１８年、平成２２年、平成２６年、令和４年にそれぞれ一部改正をしております。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正と、それに基づく奈良県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の一部変更に伴い、本市の基本構想も見直す必要があり、その見直し案について市の農業振興課より当委員会に対して意見を求められているものでございます。

主な見直しの内容につきましては、１点目「農業を担う者の確保・育成に関する事項の追加」、２点目「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の内容の変更」、３点目「人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴う関連内容の変更」、４点目「農地法改正に伴う関連内容の削除」の４点で、いずれも農業経営基盤強化促進法の一部改正により、従来の人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴い、農業の担い手確保や農地の効率的な利用といったこれまでの方策を、地域計画に基づきより強化するための見直しでございます。

以上、簡単ではございますが、今回の主な見直しの内容でございます。

ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議　長　　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議案第４号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので議案第４号は、農業振興課に対して原案のとおり異議がない旨の回答をすることに決定致します。

続いて、議案第５号その他の１番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案書４ページをお願い致します。議案第５号、その他の１番、農地形状変更申請について説明を致します。

番号１番、申請地、大字藤森２１８番３（田）972㎡の内289.77㎡、申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第５番目、青垣園より南西に約220mのところです。

番号２番、申請地、大字池田７０番２（田）307㎡、申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第６番目、陵西小学校より北へ約400mのところです

以上、農地形状変更申請の承認につきましては、２件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会でご審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長　　それでは報告させていただきます。

番号１番、藤森の申請です。畑として借りていた農地を返却しなければならなくなり、畑を確保したいために申請されました。自己所有の田の南側部分を田への進入路を残して、土砂流出のないよう約 30cm 盛土をされます。季節ごとの野菜を栽培する計画です。隣接農地はなく、周囲に影響はないものと思われます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

番号２番、池田の申請です。線路によって分断された三角地で田としては耕作しにくく、畑として利用するために申請されました。土砂流出のないよう約 30cm 盛土をされます。季節ごとの野菜を栽培する計画です。隣接農地の方から同意を得ており、周囲に影響はないものと思われます。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。

議　長　　それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

（なしの声あり）

議　長　　ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第５号、その他の１番、農地形状変更申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ですので、議案第５号その他の１番、農地形状変更申請については承認することに決定致します。

議　長　　次に議案第５号その他の２番を議題と致します。事務局より説明願います

事務局　　議案第５号、その他の２番、相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて説明致します。本件は、租税特別措置法第７０条の６の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号１番、所在地、大字藤森１６番１（田）1,206㎡、同４１番１（田）174㎡、同１４４番（田）1,311㎡、同１９９番１（田）394㎡、同１９９番４（田）311㎡、同２２７番（田）1,234㎡、同３５５番（田）1,111㎡、相続人、被相続人は表記のとおりです。すべて所有権の相続です。

番号２番、所在地、東中一丁目１７５番（田）997㎡　同４５２番（畑）217㎡、相続人、被相続人は表記のとおりです。すべて所有権の相続です。

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和５年８月２８日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの事実確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご承認を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願います。

（なしの声あり）

議　長　　ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議案第５号、その他の２番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第５号、その他の２番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について承認することに決定致します。それでは、続いて、議案第５号、その他の３番の報告第１号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案書５ページをお願い致します。議案第５号、その他の３番、専決処分の報告について、報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号１番、申請地、大字吉井２４９番１（畑）602㎡、相続人は表記のとおりです。届出事由は、相続による賃貸借権の権利取得の届出です。

以上、農地法第３条の３の規定による届出については１件の届出です。

議　長　　ただ今の専決処分の報告第１号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせて頂きます。続いて、議案第５号その他の３番、専決処分の報告について報告第２号と第３号をあわせて議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案第５号、その他の３番、専決処分の報告について、報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出の件と、報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和５年７月２６日から令和５年８月２５日までの受付分でございます。

まずは報告第２号、４条届出の番号１番、転用届出地、神楽三丁目３３１番１、登

記地目（田）、現況地目（畑）819㎡、申請人は表記のとおりです。集合住宅への転用届出であります。令和５年７月２７日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

続きまして報告第３号、５条届出の番号１番、転用届出地、神楽三丁目３３７番３（田）198㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転により青空駐車場への転用届出であります。令和５年８月２５日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第４条関係１件、第５条関係１件の専決処分の事後報告でございます。

議　長　　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

（なしの声あり）

議　長　　ただ今の事務局からの説明をもちまして、報告第２号と第３号は、委員の皆様への報告とさせて頂きます。確認委員の奥本委員、お忙しい中ご確認いただきありがとうございました。

次に報告第４号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局　　議案第４号その他３番、専決処分の報告について報告第４号、公共転用の通知について説明致します。

農地法施行規則第５３条第５号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則２５条第１号から第３号までにかかげる施設）の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号１番、転用届出地、日之出町１２３９番７（畑）9.91㎡、譲渡人は表記のとおりです。転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては１件の通知でございます。

議　長　　報告第４号、公共転用の通知については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせて頂きます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか

議　長　　ないようですので、これで９月の定例委員会を終了いたします。

議事録は、農業委員会等に関する法律第３３条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第８条の規定によりここに署名する。

議　　長

署名委員

署名委員